

平成28年度 教育標準時間認定を受けた子どもに係る利用者負担額表

※毎年9月が利用者負担額の切り替え時期となります。

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額(月額)					
階層区分	定義	扶養している子どもにおいて年長者から何番目の子どもか	第1子	第2子		第3子以降		
		同時在園及び小1～小3子ども ^(注1) で年長者から何番目の子どもか		第1子	第2子	第1子	第2子	第3子以降
1A1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		円	円	円	円	円	円
1A2階層	1A1階層を除き、当該年度市民税額の区分が次の区分に該当する世帯(なお、4月分～8月分は前年度市民税額の区分により算定する)	・市民税非課税世帯 ・市民税所得割がかかっていない世帯(均等割のみ課税)	3,000	1,500		0		
1B1階層		所得割課税額 48,600円未満である世帯	注2 10,200	5,100		0		
1B2階層		所得割課税額 48,600円以上77,100円以下である世帯	14,800	6,800		0		
1C階層		所得割課税額 77,101円以上119,000円以下である世帯	19,200	9,000		0		
		所得割課税額 119,001円以上169,000円未満である世帯		16,200	9,000	15,200	9,000	0
	所得割課税額 169,000円以上211,200円以下である世帯	19,200		19,200				
1D階層	所得割課税額 211,201円以上である世帯	20,900	10,500		20,900	10,500	0	

(注1) 「同時在園及び小1～小3子ども」とは、支給認定を受ける子どもと同一世帯に属する小学校3年までの子ども(小学校就学前については、認定こども園・幼稚園・認可保育所・地域型保育・特別支援学校幼稚部・情緒障害児短期治療施設通所部に入所(園)又は児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している場合に限る。)です。

(注2) 1A2・1B1又は1B2階層に属している世帯のうち、母子家庭、父子家庭、在宅障害児(者)のいる世帯等は、以下の額となります。

扶養している子どもにおいて年長者から何番目の子どもか	第1子	第2子
1A2階層	0	0
1B1階層	5,100	0
1B2階層	6,800	0

(注3) 市民税額を計算する場合には、寄附金税額控除・外国税額控除・配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除・配当控除・住宅借入金等特別税額控除は適用しません。

(注4) 非婚のひとり親は、審査の上、寡婦若しくは寡夫とみなしてこの表の市民税額の算定を行うものとします。